

令和2年第1回岐阜県議会定例会

教育警察委員会資料

議 54 号 岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

○議案（議第54号分）

議 55 号 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議案（議第55号分）

令和2年2月25日

岐阜県警察本部

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用
済金属類営業に関する条例の一部改正概要

古物営業法の一部改正(令和2年4月1日施行)

- 都道府県ごとに許可を受ける規定の削除
法第3条第1項、同第2項 ⇒ 法第3条
- 書換え申請にかかる項ずれ
法第7条第4項 ⇒ 法第7条第5項
- 取消しについて、他の都道府県の業者に対する場合の規定追加に伴う項ずれ
法第24条 ⇒ 法第24条第1項

改正する内容 規定の削除と条文の項ずれ

- ① 岐阜県警察手数料徴収条例の改正内容
条例2条で定める別表1の2
古物営業許可申請及び古物営業許可証書換え事務の規定の整理(規定の削除と項ずれ)
- ② 岐阜県使用済金属類営業に関する条例の改正内容
古物営業法で取消しを受けた者を欠格事由とする条文の項ずれ

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の
一部改正概要

岐阜県暴力団排除条例の一部改正(令和2年4月
1日施行)

- 新たに設けられた刑
暴力団特別強化地域(県内の4か所)において、飲食店等の接客業者が、相手方が暴力団員であることを知って、用心棒の役務の提供を受け、又はその対償若しくはみかじめ料として利益を供与した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正する内容 欠格事由の追加

改正の必要性

違法な風俗営業等を助長する事業者又は青少年の健全育成を害する行為を行う事業者などを排除するため